

2009年10月

受益者の皆様へ

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「GS世界分散ファンド(毎月決算型)(愛称:三ツ星レシピ)」 信託約款変更(予定)について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「GS世界分散ファンド(毎月決算型)(愛称:三ツ星レシピ)」(以下「本ファンド」といいます。)は現在、3つの指定投資信託証券への投資を通じて、世界高配当株式、グローバル・リート、コモディティに投資を行っておりますが、このうち、グローバル・リート運用にかかる指定投資信託証券につきまして、以下の通り、変更させていただく予定でございますので、お知らせ申し上げます。

本ファンドの指定投資信託証券のひとつである「ゴールドマン・サックス グローバル REIT マザーファンド」(以下「変更対象の指定投資信託証券」といいます。)は、世界的な市場環境の混乱を背景に、純資産総額が低迷しており、将来的に効率的なポートフォリオが組めず、本来の商品性を維持した運用の継続が難しくなることが想定されます。このような環境のもと、本ファンドの指定投資信託証券を「ゴールドマン・サックス グローバル REIT マザーファンド」から、「GSグローバル REIT ポートフォリオ マザーファンド」に変更することが、受益者の利益に資すると判断いたしました。

今回新たに組入れを予定している「GSグローバルREIT ポートフォリオ マザーファンド」は、変更対象の指定投資信託証券と比較して米国REITの比率を低めに抑えたポートフォリオとなっております。当該ファンドへの変更により、北米/欧州/アジア・オセアニアの3つの地域にバランスよく資産が配分され、グローバル不動産市場の長期的成長を、より幅広く享受することが可能であると考えます。また、「GSグローバルREIT ポートフォリオ マザーファンド」は純資産残高が約99億円(2009年6月末現在)と変更対象の指定投資信託証券と比較して大きいため、運用効率の向上が図れるものと考えます。

なお、指定投資信託証券の入れ替えに伴い、本ファンドの運用上の参考指標の一部についても変更を行う予定ですが、当該変更以外に、本ファンドの運用体制、信託報酬等の変更はございません。何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

※本書面は信託約款の変更(予定)をお知らせするものです。信託の終了をお知らせするものではありません。

敬具

1. 予定している信託約款の変更内容および理由

内容	理由
指定投資信託証券を以下のとおり変更します。 (変更前) 「 <u>ゴールドマン・サックス グローバル REIT マザーファンド</u> 」 (変更後) 「 <u>GS グローバル REIT ポートフォリオ マザーファンド</u> 」	北米／欧州／アジア・オセアニアの3つの地域にバランスよく資産を配分しグローバル不動産市場の長期的成長をより幅広く享受すること、および運用効率の向上を目指すものです。
運用上の参考指標を以下のとおり変更します。 (変更前) 「 <u>MSCI コクサイ高配当利回りインデックス(円換算ベース)50%、S&P 先進国 REIT インデックス(円換算ベース)30%、S&P GSCI トータル・リターン・インデックス(円換算ベース)20%を委託者が合成した指数</u> 」 (変更後) 「 <u>MSCI コクサイ高配当利回りインデックス(円換算ベース)50%、S&P 先進国 REIT インデックス(除く米国、トータル・リターン、円ベース)およびS&P 先進国 REIT インデックス(トータル・リターン、円ベース)を 1 対 1 の割合で合成した指数 30%、S&P GSCI トータル・リターン・インデックス(円換算ベース)20%を委託者が合成した指数</u> 」	指定投資信託証券の変更に伴い、本ファンドの参考指標を変更するものです。

上記の変更につきましては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第 30 条に定める信託約款の重大な内容の変更に該当すると判断したため、以下に記載する変更手続きおよび変更日程を経て実施する予定です。

2. 信託約款の変更に係る異議申立の手続きおよび変更日程

①新聞公告(日経新聞朝刊)	2009年10月16日(金)
②異議申立期間	2009年10月16日(金)から2009年12月4日(金)
③信託約款変更予定日	2010年1月7日(木)

公告日である2009年10月16日(金)現在の受益者の方(2009年10月14日(水)までに取得の申込みをなされた方を含みます。)は、異議申立期間中に、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に対し、書面により、信託約款変更に関する異議を申し立てることができます。

異議申立期間中にご異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えなかった場合は、2010年1月7日(木)に信託約款を変更する予定です。なお、指定投資信託証券の変更は信託約款変更予定日以降行いません。

また、かかる合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えた場合は、本ファンドの信託約款の変更は行いません。この場合、信託約款の変更を行わない旨およびその理由を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、当該事項の内容を書面にて受益者の皆様に交付いたします。

なお、2009年10月15日(木)以降に本ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い本ファンドを取得した受益権につきましては上記の異議を申し立てる権利はございませんのでご了承ください。

● 異議申立の方法について

予定しております本ファンドの信託約款の変更について、ご異議のある受益者の方は、本約款変更に対する異議申立を行うことができます。なお、本信託約款変更にご同意いただける場合は、お手続きは必要ございません。

ご異議を申し出られる方は、大変ご面倒をお掛けいたしますが、下記宛に官製はがき等の書面に以下の内容をご記入の上、2009年12月4日(金)までにご送付ください。なお、異議申立は2009年12月4日(金)弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承ください。

(1) 宛先 〒106-8549 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ郵便局留め

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「GS世界分散ファンド(毎月決算型)(愛称:三ツ星レシビ)」信託約款変更に関する異議
受付窓口 投信業務部宛

(2) ご記入いただく内容

①異議申立の日(異議申立書の発信日) ②販売会社にご登録のお客様の住所(郵便番号)、お名前(署名) ③ご連絡先電話番号 ④ファンド名「GS世界分散ファンド(毎月決算型)(愛称:三ツ星レシビ)」 ⑤ご購入の販売会社、口座所属店名、投資信託口座番号 ⑥受益権口数(2009年10月16日現在)(ご不明な場合はお取扱い販売会社の窓口までお問い合わせください。) ⑦信託約款を変更することについて反対する旨(例:「上記ファンドについて、指定投資信託証券の変更に関する2010年1月7日付信託約款の変更に関する異議を申し立てます。」)

- ※ ご異議を申し立てられた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。
- ※ ご異議のお申出にあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社(弊社)が共有することにご同意いただいたことといたします。なお、本手続きに伴い取得した個人情報(異議申立および買取請求に関する事務)を処理するために利用いたします。
- ※ 口座所属店名や投資信託口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へ登録されているものと異なる場合等、上記の記入内容に不備等がある場合には、口数の確認を取らせていただく都合上、異議申立が無効となる場合がありますのでご注意ください。
- ※ なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

● 異議申立の受益者の買取請求手続きについて

異議申立の受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、本ファンドの信託約款変更が行われる場合には、本ファンドの信託約款変更についてご異議を申し立てられた受益者は、以下の手続きにより、自己の有する本ファンドの受益権について、信託財産による買取を請求することができます(信託約款の変更を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、ご異議を申し立てられた受益者の皆様に対してあらためてご案内させていただきます。)

ご異議を申し出られた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではございません。異議申立受付期間中・買取請求受付期間中ともに、通常通り、本ファンドのご購入およびご解約のお申込みを受付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

[買取請求の手続き]

- ① 買取請求受付期間 2009年12月9日(水)から2009年12月28日(月)まで
- ② ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社よりご異議を申し出られた受益者に対し「買取請求のご案内」発送
- ③ 買取請求必要書類のご記入
- ④ 買取請求必要書類のご提出
- ⑤ 受託銀行での買取請求必要書類の受理
- ⑥ 本ファンドの信託財産による買取りの実行
- ⑦ 受託銀行からご指定銀行口座への買取代金のお振込

上記の買取請求は、信託約款変更に対しご異議を申し立てられた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日(上記⑤)の翌営業日の基準価額とします。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。*

*税法が改正された場合には、上記の取扱いが変更になることがあります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振り込みいたします。なお、振込手数料および「買取計算書」送付費用はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。併せまして、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいたご住所へ郵送させていただきます。なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。

なお、本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「信託約款変更についてのお問い合わせ専用窓口」 電話番号：0120-878-583

(2009年10月16日(金)～2009年12月4日(金)の営業日の午前9時から午後5時まで。)

以上